

ディアーズ 1st

感染症及び食中毒の予防及び
まん延の防止のための指針

令和5年12月1日作成

1. 目的

このマニュアルは、児童発達支援・放課後等デイサービスでの感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の対策に関する基準を定め、利用者、職員、および関係者の健康と安全を確保することを目的としています。

2. 感染症対策チームの設置

- 児童発達支援・放課後等デイサービス内に感染症対策チームを設置し、定期的に会議を行い、最新の情報や指示を共有します。
- チームは、施設の管理者、児童発達管理責任者、指導員などから構成されます。

3. 感染症予防のための基本原則

- 手洗いや咳エチケットなど、基本的な感染症予防のための行動を徹底します。
- 利用者、職員、訪問者に手指衛生の重要性を教育し、適切な手指衛生の実践を促します。

4. 施設内の清掃と衛生管理

- 定期的な施設内の清掃と消毒を行い、特に頻繁に触れる場所や共有設備を重点的に清掃します。
- 換気を定期的に行い、室内の空気を新鮮なものに保ちます。

5. 利用者と職員の健康管理

- 利用者や職員が発熱や呼吸器症状などの感染症の症状を示した場合、速やかに医療機関を受診し、適切な処置を行います。
- 発熱や咳、くしゃみなどの症状がある利用者や職員は、施設への出入りを制限し、自宅での療養を促します。

6. ソーシャルディスタンスの確保

- 利用者や職員の間には適切な距離を確保し、密集を避けるよう努めます。
- 定員の制限や、利用者のグループ分けなどを行い、接触機会を最小限に抑えます。

7. 食事の管理

- 現状食事の提供を行っていないが、提供を行う場合、以下に注意をする。
- 食材の管理には十分な注意を払い、新鮮で安全な食材を使用する。
- 調理の際には、手洗いや衛生的な調理環境を確保し、食中毒のリスクを最小限に抑える。
- 食事の提供時には、個々の器具を使用するなど、衛生的な食事サービスを提供する。

8. 保護者や訪問者への情報提供

- 保護者や訪問者に対して、感染症対策に関する情報を提供し、施設への協力を求めます。
- 必要に応じて、施設のウェブサイトや SNS を活用して情報を公開し、コミュニケーションを円滑に行います。

9. 緊急時の対応

- 感染者が発生した場合や、感染拡大のリスクが高まった場合には、速やかに地方保健所や関連機関に連絡し、適切な対応を行います。
- 必要に応じて、施設の閉鎖や一時的な休業を検討し、利用者や職員の安全を最優先に考えます。

10. マニュアルの更新

- 新たな感染症対策のガイドラインや指示が出された場合には、速やかにマニュアルを更新し、関係者に適切に通知します。

11. 法令や規制への遵守

- 放課後等デイサービスを運営する際には、地方の法令や規制に厳密に従い、施設の運営を行います。

12. マニュアルの周知と教育

- このマニュアルの内容は、すべての関係者に周知され、定期的な教育や訓練を通じて徹底されます。

おわりに

このマニュアルは、児童発達支援・放課後等デイサービスでの感染症対策を効果的に実施するための基本的な枠組みを提供しています。感染症の予防と拡散防止に向けて、関係者の協力と努力が不可欠です。

参考資料

感染対策マニュアル(厚生労働省発行)